

え！この故障も 報告が必要なの？



※
小出力発電設備についても**事故報告が義務化**になりました

経済産業省は、事故情報の収集・分析をしっかり行い、
原因の究明・再発防止対策を講じていきます

※太陽電池発電設備：10～50kW未満、風力発電設備：20kW未満
(電気事業法第38条で定める小出力発電設備のうち、太陽電池発電設備と風力発電設備)



2021年4月1日スタート!

詳しい内容は
こちらから!



事故報告義務については、解りやすくまとめた
Q&A パンフレットでご案内しています。

<https://www.meti.go.jp/>
https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/



電力の安全



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry


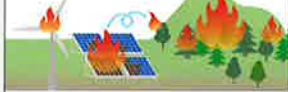


事故が起きたら・・・？ うちが発電量が少ないから大丈夫？

事故を覚知した(知った、気づいた)時から「**24時間以内に事故の概要(速報)**」について、「**30日以内に事故の詳細(詳報)**」について報告を行う必要があります。

事故の詳細(詳報)は、Web アプリケーションツール「詳報作成支援システム」から作成できます。
※詳細は下記 URL もしくは QR コードからご確認ください。

どのような事故があてはまるの・・・？

小さくても、あてはまったら連絡を！

<p>1</p> <p>感電</p>  <p>感電事故とは、感電によって人が死亡もしくは入院した場合の事故です。</p>	<p>2</p> <p>電気火災</p>  <p>電気火災事故とは、風車ナセルや太陽光パネルなどの設備が原因で発生した火災が該当します。</p>	<p>3</p> <p>他者への損害</p>  <p>太陽光パネルや架台、風車ブレードなどの破損により、他者へ損傷を与えた事故。例えば、太陽光パネルの飛散や敷地内の土砂崩れによる土砂流出など、他者へ損傷を与えた場合が該当します。</p>	<p>4</p> <p>設備の破損</p>  <p>設備の破損により運転が停止する事故。例えば、風車タワーの倒壊や風車ブレードの折損、太陽光パネルの破損、パワーコンディショナーの焼損などが該当します。</p>
--	--	---	--

どこに連絡すればいいの？

■相談・連絡先	北海道産業保安監督部	電力安全課	011-709-1725	hokkaido-denkijiko@meti.go.jp
	関東東北産業保安監督部	東北支部電力安全課	022-221-4947	thk-denan@meti.go.jp
		電力安全課	048-600-0392	hatsuden-kanto-jiko@meti.go.jp
	中部近畿産業保安監督部	電力安全課	052-951-2817	chubu-denan-jikohoukoku@meti.go.jp
		北陸産業保安監督署	076-432-5580	chubu-hokuriku-jikohoukoku@meti.go.jp
		近畿支部電力安全課	06-6966-6056	kinki-denkijiko@meti.go.jp
	中国四国産業保安監督部	電力安全課	082-224-5742	chugoku-denkijiko@meti.go.jp
		四国支部電力安全課	087-811-8587	denkijiko-shikoku@meti.go.jp
	九州産業保安監督部	電力安全課	092-482-5520	kyushu-denkijiko@meti.go.jp
	那覇産業保安監督事務所	保安監督課	098-866-6474	naha-denkihoan2020@meti.go.jp

事故の詳細(詳報)は、Web アプリケーションツール「詳報作成支援システム」から作成できます。
独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)
<https://www.nite.go.jp/gcet/tso/shohosupport/>



詳しい内容は、パンフレットでご案内しています。